



2026年7月13日

各位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代表取締役社長 柳瀬 重人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋

電話：03-6810-3028 (代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するための基準日を設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月31日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日

2026年7月31日（金）

(2) 公告日

2026年7月16日（木）

(3) 公告方法

電子公告

(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://www.abalance.jp/>

2. 基準日設定の理由

当社は、2026年5月25日付「第27期定時株主総会及び継続会の開催に関するお知らせ」のとおり、2026年6月24日に開催した第27期定時株主総会の継続会を予定しております。

一方で、第27期有価証券報告書（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る監査手続の進捗状況その他の事情によっては、株主の皆様にご審議いただく事項が生じ、臨時株主総会を開催する必要が生じる可能性があります。

そのため、当社は、本臨時株主総会を機動的に開催することができるよう、あらかじめ招集のための基準日を設定することといたしました。なお、現時点において本臨時株主総会の開催及び付議議案は決定しておりません。

3. 本臨時株主総会の開催予定等について

本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所、付議議案等につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

以 上